

令和3年10月6日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

令和3年10月以降の医療機関等における感染防止対策の継続支援
およびコロナ患者診療に係る特例的な評価の拡充について

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、このたび日本医師会より通知がありましたので情報提供いたします（詳細は日本医師会通知ご参照）。

各種支援に関する申請方法等につきましては、詳細が確定次第、改めてご案内の予定です。

貴会におかれましてはご了承の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

記

●日医通知より抜粋

・令和3年10月1日から12月31日までにかかる感染拡大防止対策に要する費用として、病院および有床診療所に10万円、無床診療所に8万円が補助される。

※申請手続きや方法は改めて周知

・入院および入院外における新型コロナウイルス感染症患者（疑い患者、回復患者を含む）に対する臨時的な取扱いに加えて、新型コロナ疑い患者の外来診療について、診療・検査医療機関が医療機関名を公表する場合には、令和4年3月末までの措置として、院内トリアージ実施料300点に250点上乗せして550点とされた。

●参考

・診療・検査医療機関の申請等（関係様式）

大阪府ホームページ

(Google等の検索エンジンで「大阪府 診療・検査医療機関」でもアプローチ可能)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/iryu/osakakansensho/sinryokensa.html>

※医療機関が指定を受けているかどうかは、所管保健所にお問い合わせ下さい。

●日本医師会通知

https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009135.html

【担当】

- ・診療報酬に関すること
大阪府医師会保険医療課 (06-6763-7001)
- ・診療・検査医療機関に関すること
大阪府医師会地域医療1課 (06-6763-7012)
- ・補助金に関すること
大阪府医師会経理課 (06-6763-7005)